

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年8月8日（令和4年（行情）諮問第459号）

答申日：令和5年4月13日（令和5年度（行情）答申第15号）

事件名：特定記事に記載の訴訟に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年5月10日付け法務省訟民第246号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

決定通知書第2項記載の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える。

しかしながら仮に上記主張が認められないとしても、少なくとも以下の理由を述べる部分は法6条1項により部分開示されるべきである。

- ・ 処分庁は決定通知書第2項により、一般に公開されていない裁判所の電話番号及びFAX番号を法5条6号に該当するとして不開示とした。しかしながら、前記不開示部分に記載されている電話番号及びFAX番号の1桁目は、「0」であることが、公知の事実から容易に推認できる（その理由として、例えば総務省のWebサイト中のページ「総務省 | 電気通信番号制度 | 電話番号に関するQ&A」中の項目「Q1 電話番号とはどのようなものですか？」URL（略）では別紙（略）のとおり説明されている）から、前記電話番号及びFAX番号の1桁目が一般に公にされていない情報であるということとはできない。また、前記電話番号及びFAX番号の1桁目を開示したとしても、電話番号の2桁目以降の部分の特定することはおよそ不可能であるから、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ともいえない。よって、前記不開示部分は法5条6号に該当しない。

また、前記不開示部分以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当ではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、令和4年3月14日付け行政文書開示請求書(同月17日受領。受付第801号)をもって、同請求書別紙記載の国を当事者とする損害賠償請求事件(上級審を含む。)に関する、①国が裁判所から受領した文書全て、②国が裁判所に提出した文書全て、③国が当該訴訟の原告から受領した文書全て、④国が当該訴訟の原告に渡した文書全てについて、法4条1項の規定に基づく行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

(2) 処分庁は、本件開示請求の対象文書を、「第一審が特定地方裁判所(令和4年1月25日判決言渡し)に、第二審が特定高等裁判所に係属している国を当事者とする損害賠償請求事件に関する、①国が裁判所から受領した文書全て、②国が裁判所に提出した文書全て、③国が当該訴訟の原告から受領した文書全て、④国が当該訴訟の原告に渡した文書全て」と特定した。

(3) 処分庁は、令和4年4月12日、法11条を適用して令和5年3月31日まで開示決定等の期限を延長し、相当部分として、第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状(令和2年7月2日付け)及び封筒の写しについて、各文書の以下の部分を不開示とする一部開示決定をした(令和4年5月10日付け法務省訟民第246号(原処分))。

ア 個人の氏名

イ 裁判所の電話番号及びFAX番号

(4) 本件は、この原処分に対し、審査請求人から、令和4年7月8日付け(同月11日受領)で審査請求がされたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人は、原処分における全ての不開示部分(以下「本件各不開示部分」という。)について、何ら具体的な理由を示すこともなく、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないとして原処分の取消しを求め、仮にその主張が認められないとしても、処分庁が不開示とした上記1(3)イの裁判所の電話番号及びFAX番号の1桁目の数字は、法6条1項の規定により部分開示されるべきである旨主張する。

3 原処分の妥当性

(1) 本件各不開示部分及び不開示情報該当性について

ア 個人の氏名

当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別するこ

とができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため、法5条1号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められない。

イ 裁判所の電話番号及びFAX番号

当該部分は、一般に公開されていない情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

(2) 部分開示（法6条1項）の適否について

法6条1項本文は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定しているものの、不開示情報に該当する独立した一体の情報を更に細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分には不開示事由に該当する情報はないものとみなして、これを開示することまでをも行政機関の長に義務付けているものとは解されていない。

また、同項ただし書では、「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定されており、不開示情報を容易に区分して除くことができる場合であっても、不開示情報を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示しても意味がないと認められるときは、行政機関の長に対し当該部分を部分開示する義務が課せられていない。

本件について検討すると、審査請求人が開示すべきであると主張する電話番号及びFAX番号の1桁目の数字については、各番号全体がそれぞれ1つの番号として独立した一体の情報であることは明らかである上、仮に当該部分を他の不開示部分と容易に区分できると考えたとしても、当該部分は有意な情報でないことから、いずれにしても処分庁において細分化して開示する義務はない。

4 結論

以上のとおり、本件各不開示部分について、法5条1号本文及び同条6号柱書きにそれぞれ該当するとして不開示とした原処分は正当であるから、原処分の維持が適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年8月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年9月9日 審議

④ 令和5年4月7日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定を適用した上、相当の部分として本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分の維持が適当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件各不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件各不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定地方裁判所が処分庁に宛てて送達した①封筒の写し並びに②第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状であり、本件各不開示部分は、上記①に記載された特定地方裁判所の電話番号並びに②に記載された原告の氏名並びに同裁判所の電話番号及びFAX番号であると認められる。

(1) 原告の氏名

標記の不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該不開示部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、原告の氏名は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 裁判所の電話番号及びFAX番号

諮問庁は、標記の不開示部分について、上記第3の3(1)イのとおり、当該不開示部分はいずれも一般に公開されていない情報であって、公にすることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

これを検討するに、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められないことから、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

令和4年3月14日付け行政文書開示請求書（同日17日受領。受付第801号）で請求のあった同請求書別紙記載の国を当事者とする損害賠償請求事件に係る書面のうち、第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状並びに封筒の写し